

村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（案）の考え方について

1 意見募集の実施

村上市では、「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）の規定に基づき、特定教育・保育施設（※1）及び特定地域型保育事業者（※2）の運営に関する基準について、条例で定めるための制定作業を進めております。

この条例は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項に基づき平成26年4月30日に公布された内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）をもとに定める必要があります。

このたび、とりまとめた条例の考え方について、みなさまからご意見を募集し、寄せられたご意見に対する市の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した条例の制定を進めてまいります。

2 制定の背景・目的

平成24年8月に公布された「子ども・子育て支援法」に基づき、小学校就学前の子どもが幼稚園や保育所等の教育・保育施設を利用した場合には、「子どものための教育・保育給付」が平成27年度（予定）より保護者に給付（※4）されることとなります。その給付の対象となる施設の運営基準を市町村が定め、基準を満たしている施設であるかどうかを確認することとなります。

運営基準については、子ども・子育て支援法に基づいて国が定める内閣府令により定めることとなっており、内閣府令には、市が条例で定めるに当たって「従うべき基準（※5）」と「参酌すべき基準（※6）」とがあります。

のことから、内閣府令をもとに「村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準を定める条例」を制定し、平成27年4月1日から施行（予定）してまいります。

（なお、子ども・子育て支援に係る新たな制度の施行日が、消費税10%への引き上げと連動しているため、この条例の施行日についても変更となる可能性があります。）

※1 特定教育・保育施設……給付対象となる幼稚園、保育所、認定こども園

※2 特定地域型保育事業者…給付対象となる地域型保育事業者（※3）

※3 地域型保育事業には、①家庭的保育事業、②小規模保育事業、③居宅訪問型保育事業、
④事業所内保育事業の4つの種類があります。

①家庭的保育事業

家庭において必要な保育を受けることが困難な主に満3歳未満の乳児又は幼児を利用する定員が5人以下で、保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く家庭的保育者

の居宅などで、家庭的保育者が保育を行う事業

②小規模保育事業

利用定員が6人以上19人以下の保育を行う施設において、主に満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う事業。A型・B型・C型の3種類があり、A型・B型は保育所に近い類型、C型は家庭的保育者が複数で運営する類型

③居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者が主に満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う事業

④事業所内保育事業

事業主、事業主団体、地方公務員等共済組合法の規定に基づく共済組合が雇用する労働者や構成員の乳児・幼児及びその他の乳児・幼児を保育するために自ら設置する施設又は事業主から委託を受けた施設で、主に満3歳未満の保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う事業

※4 給付…教育・保育給付は法的には個人給付ですが、便宜上、施設が代理で給付を受ける仕組みとなっています。(認定を受けた利用者が、施設や事業を利用したときに市から事業者に給付が行われます。)

※5 従うべき基準

従うべき基準とは、従わなければならない法令の基準のことです。法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできませんが、当該基準の範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることはできます。なお、今回の運営基準における「従うべき基準」は次の項目です。

- 1 利用定員
- 2 小学校就学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持等並びに小学校就学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

※6 参照すべき基準

参照すべき基準とは、十分に参照した上で判断しなければならない法令で定める基準のことです。参照する基準を十分に参照した結果としてあれば、地域の実情に応じて、参照する基準と異なる内容を条例に定めることができます。

3 条例制定の考え方

「村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」で制定を予定している内容の概要は次のとおりです。

○運営基準について

平成26年4月30日に公布された国の内閣府令「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の運営に関する基準」に対して、市の基準案の考え方は次のとおりです。

なお、この概要では、「子ども・子育て支援法」を「法」と、「従うべき基準」を「従う」と、「参照すべき基準」を「参照」と記載しています。

条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
第4条	<p>第1 利用定員に関する基準</p> <p>1 利用定員数</p> <p>保育所・認定こども園：20人以上 幼稚園：特に定めない 地域型保育事業のうち 家庭的保育事業：1～5人 小規模保育事業A・B型：6人～19人 小規模保育事業C型：6人～10人 (ただし、C型の定員は施行から5年間は6人～15人とする。) 居宅訪問型保育事業：1人 事業所内保育事業：事業主の労働者の子どもとその他の子どもごとに利用定員を定める。</p> <p>2 利用定員の区分</p> <p>認定こども園：法第19条第1項各号 幼稚園：法第19条第1項第1号 保育所：法第19条第1項第2号・3号 地域型保育事業：法第19条第1項第3号 ※第3号については満1歳未満と満1歳以上に区分する。</p>	従う	—	—
第5条 第1項	<p>第2 運営に関する基準</p> <p>1 内容及び手続の説明及び同意</p> <p>(1) 説明及び同意</p> <p>利用の申込みを行った保護者に対し、運営規程、職員の勤務体制、利用者負担その他重要事項（地域型保育にあっては、7の連携施設の種類、名称、連携協力の概要を含む）を文書を交付して説明し保護者の同意を得なければならない。</p>	従う	—	—
同条 第2項	<p>(2) 説明方法</p> <p>文書に代えて電子情報処理組織を使用する方法（電子メールの送信・ホームページからのダウンロード・CD-ROMの交付など）により説明することができる。</p>	参酌	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要水準を満たしているため。
第6条 第1～3項	<p>2 正当な理由のない提供拒否の禁止等</p> <p>(1) 正当な理由がなければ利用申込みを拒んではならない。</p> <p>(2) 申込みが定員を超える場合の選考方法</p> <p>ア 幼稚園又は認定こども園（法第19条第1項第1号の子ども） 抽選、先着順、教育・保育に関する理念や基本方針に基づく選考等 イ 保育所、認定こども園又は地域型保育事業（法第19条第1項第2号・3号の子ども） 保育の必要な程度及び家族等の状況を勘案し、保育の必要性が高い子どもを優先的に選考</p>	従う	—	—

条項	国 の 基 準	基 準 区 分	市 の 基 準 案	市 の 考 え 方
第 6 条 第 4 項	(3) 選考方法の明示 選考方法をあらかじめ明示して選考を行わなければならぬ。 ※私立保育所にあっては、当分の間、2の規定を適用せず、 市町村から児童福祉法第24条第1項による保育の委託を受けたときは正当な理由がない限りは拒んではならない、とする。	従う	—	—
同条 第 5 項	(4) 教育・保育の提供困難時の措置 他の施設等を紹介するなど適切な措置を速やかに講じなければならない。	参酌	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要水準を満たしているため。
第 7 条	3 市町村によるあっせん、調整及び要請に対する協力 (1) 法第42条第1項又は第54条第1項により市町村が行う利用についてのあっせん及び要請に対しできる限り協力しなければならない。 (2) 児童福祉法第24条第3項により市町村が行う利用の調整及び要請に対しできる限り協力しなければならない。(保育所、認定こども園及び地域型保育事業のみ該当。) ※私立保育所にあっては、当分の間、3の規定は適用しない。	従う	—	—
第 8 条	4 受給資格等の確認 教育・保育の提供を求められた場合は、保護者の提示する支給認定証により認定の有無、認定区分、有効期間及び保育必要量等を確かめるものとする。	参酌	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要水準を満たしているため。
第 9 条	5 支給認定の申請に係る援助 (1) 支給認定を受けていない保護者から利用申込みがあった場合は認定申請が行われるよう必要な援助を行わなければならぬ。 (2) 支給認定の変更の申請が認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう保護者に必要な援助を行わなければならぬ。	参酌	国基準のとおり	同上

条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
第 10 条	<p>6 心身の状況等の把握</p> <p>子どもの心身の状況、置かれている環境、他の施設の利用状況等の把握に努めなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要水準を満たしているため。
第 42 条	<p>7 教育・保育施設等との連携</p> <p>(1) 地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を除く）は、地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に実施されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園・幼稚園・保育所（以下「連携施設」という。）を確保しなければならない。</p> <p>ア 集団保育を体験させるための機会の設定、地域型保育の適切な提供に必要な相談、助言などの支援を行うこと。</p> <p>イ 職員の病気、休暇等により地域型保育が提供できない場合に代わって教育・保育を行うこと。</p> <p>ウ 地域型保育を提供していた子どもを、提供の終了に際して保護者の希望に基づき引き続き受入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>(2) 居宅訪問型保育事業を行う者は、障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育を行う場合にあたっては、乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市町村の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p> <p>(3) 事業所内保育事業を行う者であって利用定員が20人以上のものについては連携施設の確保に当たって(1)ア及びイの連携協力を求めることを要しない。</p> <p>※連携施設の確保が著しく困難であって法第 59 条第 4 号に規定する事業による支援等が行うことができると市町村が認める場合は、施行の日から起算して 5 年を経過する日までの間は連携施設を確保しないことができる。</p>	従う	—	—

条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
第 42 条 第 4 項	(4) 地域型保育事業者は地域型保育の提供の終了に際しては連携施設又は他の教育・保育施設等において継続的に教育・保育が提供されるよう連携施設等との密接な連携に努めなければならない。	参酌	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要水準を満たしているため。
第 11 条	8 小学校等との連携 教育・保育の提供の終了に際しては、利用している子どもについて小学校又は他の教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育等との円滑な接続に資するよう、子どもに係る情報の提供など、小学校その他の機関との密接な連携に努めなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
第 12 条	9 提供の記録 教育・保育を提供した際は提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。	参酌	国基準のとおり	同上
第 13 条	10 利用者負担額等の受領 (1) 特定教育・保育施設は、教育・保育を提供した際は保護者から利用者負担額の支払を受けるものとする。 ※私立保育所にあっては第 3 の 1 の特別利用保育に係る利用者負担額に限る。 (2) 特定教育・保育施設は、法定代理受領（保護者に代わって市町村から給付を施設が受け取ること）を受けないときは保護者から教育・保育費用基準額の支払を受けるものとする。 (3) 特定教育・保育施設は、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められるものの対価について、教育・保育に要する費用と教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額を（保育所の場合は、市町村の同意を得て）保護者から受けることができる。 (4) 特定教育・保育施設は、教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次のものの額の支払を保護者から受けることができる。 ア 日用品、文房具その他必要な物品の購入 イ 行事への参加に要する費用 ウ 食事の提供に要する費用 (地域型保育事業は除く。また、法第 19 条第 1 項第 3 号	従う	—	—

条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
	<p>の子どもを除き、法第 19 条第 1 項第 2 号の子どもにあっては主食の提供に係る費用に限る。)</p> <p>エ 通う際に提供される便宜に要する費用 オ その他通常必要とされるものに係る費用であって保護者に負担させることが適當と認められるもの</p> <p>(5) (1)～(4) の費用の支払を受けた場合は領収証を保護者に交付しなければならない。</p> <p>(6) (3) 及び(4) の支払を求める際は、あらかじめ、使途、額及び支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、(4) は文書によることを要しない。</p>	従う	—	—
第 14 条	<p>11 給付費の額に係る通知等</p> <p>(1) 法定代理受領により給付費の支給を受けた場合は保護者に対し給付費の額を通知しなければならない。</p> <p>(2) 法定代理受領を行わない際に教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、提供した教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した提供証明書を保護者に交付しなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	給付の適正な支給のために必要であり、国基準で必要な水準を満たしているため。
第 15 条	<p>12 教育・保育の取扱方針</p> <p>(1) 次に掲げるものに基づき教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>ア 幼保連携型認定こども園 ：幼保連携型認定こども園教育・保育要領 イ 認定こども園：幼稚園教育要領及び保育所保育指針 ウ 幼稚園：幼稚園教育要領 エ 保育所：保育所保育指針 オ 地域型保育事業：保育所保育指針に準じる</p> <p>(2) イの認定こども園は幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえなければならない。</p>	従う	—	—

条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
第 16 条	<p>13 教育・保育に関する評価等</p> <p>(1) 提供する教育・保育の質の評価を自ら行い、常にその改善を図らなければならない。</p> <p>(2) 定期的に保護者その他教育・保育施設の関係者による評価又は外部の者による評価を受けてその結果を公表し改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>※地域型保育事業にあっては外部の者による評価のみ。</p>	参酌	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要な水準を満たしているため。
第 17 条	<p>14 相談及び援助</p> <p>常に子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、子ども又は保護者からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	同上
第 18 条	<p>15 緊急時等の対応</p> <p>教育・保育の提供を行っているときに子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに保護者又は医療機関へ連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	同上
第 19 条	<p>16 保護者に関する市への通知</p> <p>教育・保育を受けている子どもの保護者が不正な行為により給付費を受け、又は受けようとしたときは遅滞なく意見を付して市町村に通知しなければならない。</p>	参酌	国基準のとおり	同上
第 20 条	<p>17 運営規程</p> <p>次に掲げる運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>(1) 施設・事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する教育・保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 教育・保育の提供を行う日及び時間、提供を行わない日</p> <p>(5) 保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及びその額</p> <p>(6) 第 1 の 2 の区分ごとの利用定員</p> <p>(7) 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項（選考方法含む）</p>	参酌	国基準のとおり	同上

条項	国 の 基 準	基 準 区 分	市 の 基 準 案	市 の 考 え 方
	(8) 緊急時等における対応方法 (9) 非常災害対策 (10) 虐待の防止のための措置に関する事項 (11) その他運営に関する重要事項			
第 21 条	18 勤務体制の確保等 (1) 適切な教育・保育を提供できるよう職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。 (2) 当該施設の職員によって教育・保育を提供しなければならない。ただし、子どもに対する教育・保育の提供に直接影響を及ぼさない業務はこの限りでない。 (3) 職員の質の向上のため研修の機会の確保。	参照	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要な水準を満たしているため。
第 22 条	19 利用定員の遵守 利用定員を超えて教育・保育の提供を行ってはならない。ただし、年度中における需要の増大への対応、法第 34 条第 5 項の便宜の提供への対応、児童福祉法第 24 条第 5 項又は 6 項の措置への対応、災害・虐待その他やむを得ない事情がある場合はこの限りでない。	参照	国基準のとおり	同上
第 23 条	20 掲示 見やすい場所に運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の施設の選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。	参照	国基準のとおり	同上
第 24 条	21 支給認定子どもを平等に取り扱う原則 子どもの国籍、信条、社会的身分又は教育・保育の提供に要する費用を負担するか否かによって差別的な扱いをしてはならない。	従う	—	—
第 25 条	22 虐待等の禁止 子どもに対し、児童福祉法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	従う	—	—
第 26 条	23 懲戒に係る権限の濫用禁止 幼保連携型認定こども園及び保育所の長たる管理者は、子どもに対し児童福祉法第 47 条第 3 項の規定により懲戒に関し子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を乱用してはならない。	従う	—	—

条項	国 の 基 準	基 準 区 分	市 の 基 準 案	市 の 考 え 方
第 27 条	<p>24 秘密保持等</p> <p>(1) 職員及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>(2) 職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう施設は必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(3) 小学校、他の教育・保育施設その他の機関に対して子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により保護者の同意を得ておかなければならない。</p>	従う	—	—
第 28 条	<p>25 情報の提供等</p> <p>(1) 保護者が適切に施設を選択できるように、教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>(2) 施設について広告をする場合に、虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。</p>	参酌	国基準のとおり	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要な水準を満たしているため。
第 29 条	<p>26 利益供与等の禁止</p> <p>(1) 法第 59 条第 1 号に規定する利用者支援事業その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者、教育・保育施設若しくは地域型保育事業を行う者等又はその職員((2)で「利用者支援事業者等」という。)に対し、子ども又はその家族に対して紹介してもらうことの対償として金品その他の財産上の利益を供与してはならない。</p> <p>(2) (1)の利用者支援事業者等に子ども又はその家族を紹介することの対償として金品その他の財産上の利益を收受してはならない。</p>	参酌	国基準のとおり	同上

条項	国 の 基 準	基 準 分 区	市 の 基 準 案	市 の 考 え 方
第 30 条	<p>27 苦情解決</p> <p>(1) 子ども又は保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>(2) 苦情を受け付けた場合はその内容等を記録しなければならない。</p> <p>(3) 苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</p> <p>(4) 提供した教育・保育に関し、法第 14 条第 1 項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は必要な改善を行わなければならない。</p> <p>(5) 市町村からの求めがあった場合は、(4)の改善の内容を市町村に報告しなければならない。</p>	参酌	国 基 準 の と お り	適切な教育・保育の提供のために必要であり、国基準で必要な水準を満たしているため。
第 31 条	<p>28 地域との連携等</p> <p>運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等、地域との交流に努めなければならない。</p>	参酌	国 基 準 の と お り	同上
第 32 条	<p>29 事故発生の防止及び発生時の対応</p> <p>(1) 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。</p> <p>ア 事故が発生した場合の対応、イの報告の方法等が記載された指針を整備すること。</p> <p>イ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。</p> <p>ウ 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。</p> <p>(2) 事故が発生した場合は、速やかに市町村、子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p>	従う	—	—

条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
	(3) 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。 (4) 賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。	従う	—	—
第 33 条	30 会計の区分 教育・保育の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。	参酌	国基準のとおり	国基準で必要な水準を満たしているため。
第 34 条	31 記録の整備 (1) 職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。 (2) 次のものの記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。 ア 12 に基づく教育・保育の提供に当たっての計画 イ 9 に規定する提供した教育・保育に係る必要な事項の提供の記録 ウ 16 に規定する市町村への通知に係る記録 エ 27(2) に規定する苦情の内容等の記録 オ 30(3) に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	参酌	国基準のとおり	同上
第 35 条	第 3 特例施設型給付費に関する基準 1 特別利用保育の基準 (1) 保育所が法第 19 条第 1 項第 1 号の小学校就学前子どもに法第 28 条第 1 項第 2 号の特別利用保育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 3 号の基準を遵守しなければならない。 (2) (1)の場合には、法第 19 条第 1 項第 1 号の小学校就学前子ども及び法第 19 条第 1 項第 2 号の小学校就学前子どもの総数が、第 1 の 2 により定められた法第 19 条第 1 項第 2 号の利用定員を超えないものとする。 (3) (1)の場合には、提供する教育・保育に特別利用保育を含むものとする。	従う	—	—

条項	国の基準	基準区分	市の基準案	市の考え方
第 36 条	<p>2 特別利用教育の基準</p> <p>(1) 幼稚園が法第 19 条第 1 項第 2 号の小学校就学前子どもに法第 28 条第 1 項第 3 号の特別利用教育を提供する場合には、法第 34 条第 1 項第 2 号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合には、法第 19 条第 1 項第 1 号の小学校就学前子ども及び法第 19 条第 1 項第 2 号の小学校就学前子どもの総数が、第 1 の 2 により定められた法第 19 条第 1 項第 1 号の利用定員を超えないものとする。</p> <p>(3) (1)の場合には、提供する教育・保育に特別利用教育を含むものとする。</p>	従う	—	—
第 51 条	<p>第 4 特例地域型保育給付費に関する基準</p> <p>1 特別利用地域型保育の基準</p> <p>(1) 地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 1 号の小学校就学前子どもに法第 30 条第 1 項第 2 号の特別利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合には、法第 19 条第 1 項第 1 号の小学校就学前子ども及び法第 19 条第 1 項第 3 号の小学校就学前子どもの総数が、第 1 の 2 により定められた法第 19 条第 1 項第 3 号の利用定員を超えないものとする。</p> <p>(3) (1)の場合には、提供する地域型保育に特別利用地域型保育を含むものとする。</p>	従う	—	—
第 52 条	<p>2 特定利用地域型保育の基準</p> <p>(1) 地域型保育事業者が法第 19 条第 1 項第 2 号の小学校就学前子どもに法第 30 条第 1 項第 3 号の特定利用地域型保育を提供する場合には、法第 46 条第 1 項に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>(2) (1)の場合には、法第 19 条第 1 項第 2 号の小学校就学前子ども及び法第 19 条第 1 項第 3 号の小学校就学前子どもの総数が、第 1 の 2 により定められた法第 19 条第 1 項第 3 号の利用定員を超えないものとする。</p> <p>(3) (1)の場合には、提供する地域型保育に特定利用地域型保育を含むものとする。</p>	従う	—	—